

熊谷組は「焼却施設解体でのダイオキシン類除去から解体、廃棄物処分まで」安全かつ確実にサポートします

ダイオキシン類規制の経緯

平成9年12月「廃棄物処理法施行規則」改正施行
排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準強化

平成11年7月「ダイオキシン類対策特別措置法」公布
ばいじん等のダイオキシン類の含有量基準強化

平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」施行

大阪府豊能郡美化センター焼却施設解体工事で、作業労働者の血液の中から高濃度のダイオキシン類検出

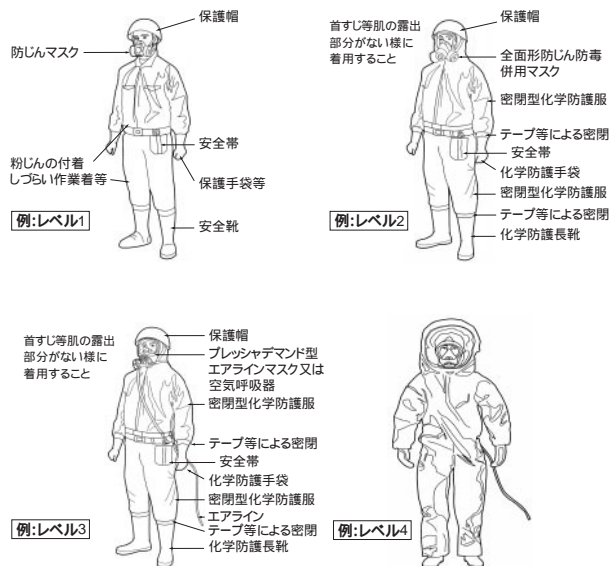
平成12年7月 通達 基発第493号
「廃棄物焼却施設解体工事における緊急のダイオキシン類対策について」発令 解体自粛要請

平成12年9月 通達 基発第561号
「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類による健康障害防止について」発令

平成13年4月 通達 基発第401号
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」発令
「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」
厚生労働省化学物質調査課編
(社)日本保安用品協会発行

作業管理区域と保護具の決定

空气中及び付着物サンプリングでのダイオキシン濃度の調査分析結果に基づいて、作業管理区域(第1、2、3管理区域)と各管理区域に応じた保護具(レベル1、2、3、4)を決定する。



【「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」から引用】



*焼却施設解体では、大栄環境(株)及び(株)市川環境エンジニアリングと業務提携しています。